

東広島市ふるさと寄附金返礼品及び返礼品取扱事業者の募集について

1 概要

本市では、ふるさと納税制度による本市への寄附金（ふるさと寄附金）の寄附者に対し、特産品等の返礼品を贈呈しています。（返礼品の送付は、市外在住者からの寄附に限る。）

この制度は、返礼品を通じた本市の魅力発信や地域経済の振興、観光客の誘致などの効果を期待するものであり、東広島市を代表する商品やサービスを提供している事業者の皆様のご協力により実施しています。近年、ふるさと納税の利用者は全国的に増加しており、本市においても寄附件数・寄附額ともに増加傾向にあります。（令和2年度寄附件数 約2,600件）

ともに東広島市の魅力をPRしていただける事業者の皆様からの応募をお待ちしています。

2 委託事業者

返礼品の発注及び配送管理などに関する業務は委託しているため、返礼品取扱事業者は、次の委託事業者と返礼品の提供に係る契約が必須となります。

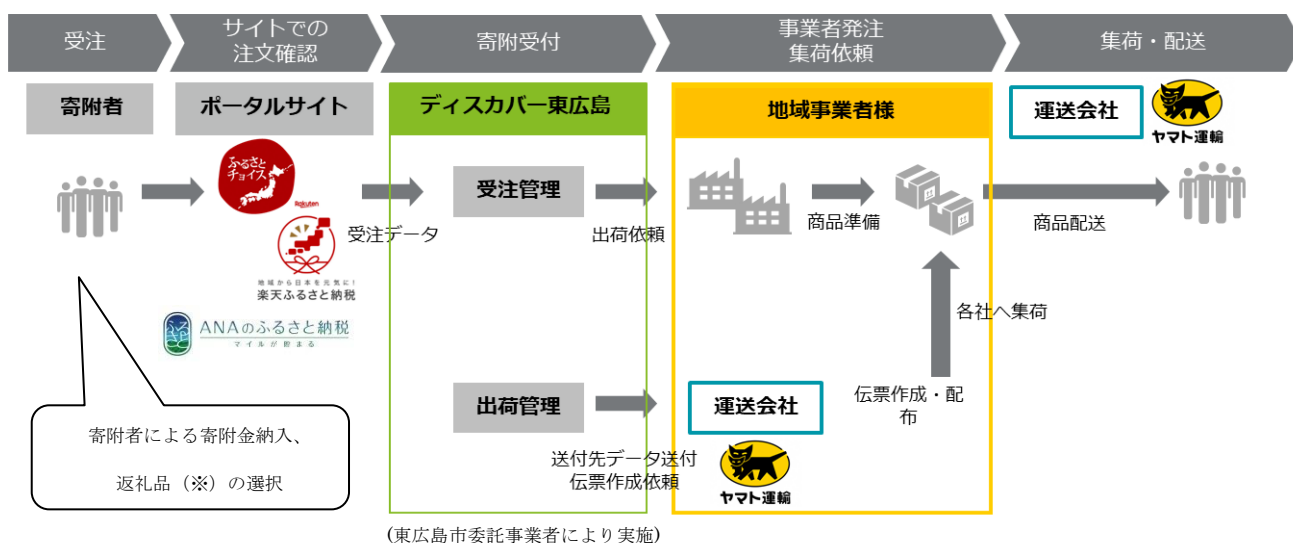
一般社団法人ディスカバー東広島 代表理事 高垣 廣徳

〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6

TEL：082-430-8811 FAX:082-493-5816

E-mail: furusato@east-hiroshima.info

3 フロー図



4 要件（主なものを抜粋して掲載しています。詳細は「募集要項」を確認してください。）

(1) 返礼品の要件

- 本市の魅力発信、イメージ向上、地域経済の振興、観光誘客のいずれかに資するものであること。
- 総務省が返礼品と定める基準に該当すること。（主なものを抜粋）
 - ・本市内において生産されたものであること。
 - ・本市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - ・本市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

・本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

- 品質及び数量の面において、在庫管理を適正に行うことができ、通年で安定した供給を見込み、返礼品1件あたりの在庫数を、原則単年度あたり30以上とすることができるもの。(ただし、季節又は数量を限定するものを除く。)
- 業として生産、製造、加工、提供している又はされた物品、役務の提供であって、個人の趣味、特技により私的に作成した物品、提供する役務ではないこと。

(2) 返礼品取扱事業者の要件

- 市内に本社又は事業所(工場等を含む。)を有する法人その他の団体又は個人事業者であること。
ただし、「東広島市農林水産ブランド(東広島マイスター)」の商品部門に認定された物品を提供する事業者についてはこの限りではありません。
- 市税(本市での課税がない場合は本社等が所在する市町村税)の滞納がないこと。
- 暴力団に関与していないこと。
- 返礼品として登録する物品その他役務もしくはその同等品について、過去1年間に販売実績があること。
- 各ポータルサイトに掲載するために登録する返礼品の写真や紹介・説明文を作成できること。

5 返礼品提供の際のルール

- 発送依頼から原則1週間以内に発送すること。(季節商品等、発送が限定される場合は除く。)
- 食料品の場合は、衛生管理を徹底すること。
- 既存商品の場合、市場価格(小売価格)での提供とすること。
特産品として新商材を開発する場合も、小売販売時を想定した価格を設定すること。
- 個人情報適切に管理すること。また、返礼品送付とは別送での営業やDM送付等、個人情報の二次使用はできません。

6 寄附金額と返礼品の価格

- ・返礼品の価格(税込、梱包代込)は、寄附金額の3割以内とします。
- ・寄附金額は10,000円以上とし、30,000円までは1,000円刻み、30,000円以上は5,000円刻みとなります。本体代の上限額は、500,000円です。

寄附金額	返礼品の上限額(税込、梱包代込)
10,000円	3,000円
11,000円	3,300円
12,000円	3,600円
13,000円	3,900円
30,000円	9,000円
35,000円	10,500円
40,000円	12,000円
1,700,000円	500,000円

- ・返礼品及び送付に係る費用は市が負担します。(大型、重量が大きい等の返礼品については一部負担できない場合があります。)
- ・寄附金額は、送付に係る費用を勘定したうえで市が決定します。

7 募集期間及び登録上限数

- ・毎年1月4日から9月30日まで(いずれも休日の場合はその翌営業日まで)とします。
- ・この期間に申請することができる上限数は、1事業者10件までとし、同一の返礼品(色違い等)の複数登録も特産品登録上限に含みます。

8 登録の申込みについて

- ・次の書類に必要事項を記入し、地域づくり推進課に提出してください。提出された書類及び資料等の返却は行いませんのでご注意ください。(様式はHPにもあります)
 - (1) 東広島市ふるさと寄附金返礼品及び提供事業者登録申込書(誓約書兼同意書)
 - (2) 東広島市ふるさと寄附金返礼品提案書
 - (3) (本市にて課税がない場合のみ) 課税のある市町村の「納税証明書(滞納のない証明)」
- ・提出された書類を確認したのち、問題がないことが確認された場合は委託事業者から連絡します。
※手続きを開始しても、税金の滞納等が判明した場合は登録手続きを中止することがあります。

9 事業者様のメリット

- ・ふるさと納税ポータルサイトを通じて、自社の商品やサービスを全国に販売・宣伝できます。
- ・商品代金及び送料実費は市が負担します。(商品代は市の委託事業者を通じてお支払いします)
- ・自社商品の売上増加や販路拡大につながります。

10 掲載先ポータルサイト

ふるさとチョイス <https://www.furusato-tax.jp/city/product/34212>



楽天ふるさと納税 <https://www.rakuten.co.jp/f342122-higashihirosima/>



ANAのふるさと納税 <https://furusato.ana.co.jp/34212/>



【問い合わせ先、申込先】

東広島市 地域振興部 地域づくり推進課

電話 082-420-0924 FAX 082-423-0270

Mail furusato-kifu@city.higashihirosima.lg.jp